歯科用咬合器

仕　　　様　　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

予め記録した顎間関係に従って上顎及び下顎模型を取付け、下顎運動の一部をシミュレートする機器であり、精密な義歯などの補綴物を作成することができる。

以上のことから、歯科用咬合器の導入を行う。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：歯科用咬合器

構成内訳：①歯科用咬合器　１台

②歯科用顔弓　１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．歯科用咬合器

（１）歯科用咬合器の寸法は、幅195㎜から200㎜、奥行195㎜から200㎜、高さ130㎜から135㎜の範囲内であること。

（２）調節可能範囲は、Protrusive Condylar Inclination 25°固定、Progressive Side Shift 15°固定、Immediate Side Shift 固定であること。

（３）上弓、下弓は緩みなく結合されること。

（４）可動部は、滑らかに動くこと。

２．歯科用顔弓

（１）構成内訳①の歯科用咬合器に取付け可能であること。

（２）バイトフォークの種類は、有歯顎用、無歯顎用の２種類であること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。

２．装置の納入場所については、当院と協議すること。

３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。

４．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。

５．落札から納入までの間に調達物品の仕様変更があった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。

６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。

７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

８．納入物品の保証期間は、納入検査終了後１年間以上とすること。

９．本装置一式が正常に稼働、臨床上最適に使用できるよう、設置稼働後１年は無償で定期的な点検を行い調整すること。

10．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

11．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。

12．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。

13．納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。

14．本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。